

特 定 非 営 利 活 動 法 人
福 祉 総 合 評 価 機 構

法人のあゆみ
～これまで・これから～

令和 7 年 5 月

法人の沿革	3
当法人の今後のあり方と展望について	17
あとがきにかえて	23

1. 法人の沿革

本稿では、私ども法人の創立前後から現在に至るまでの歩みをまとめています。
当法人は平成 15 年度に設立されました。

当時、国において推進されていた社会福祉基礎構造改革に伴い、福祉サービスにおける民間活力の導入と、いわゆる「措置から契約へ」の転換が段階的に進められる中で、福祉事業者には自律的な経営が要請されるとともに、利用者保護の観点から、サービスの適正性の確保が求められていました。

これらに関連する取り組みとして、福祉施設の経営実態に即した会計基準の制定・普及と、事業者のサービスの質の確保等の仕組みを客観的に評価する第三者評価制度の整備が進められており、当法人はこれらに資する活動を行うことを目的として設立されました。

以下、後掲の「別表」の各記載に従い、当法人の沿革を概説します。

法人設立【※1】

当時、全国の税理士・公認会計士を会員とし、各地の社会福祉法人等の経営支援等を行っていた「総合福祉研究会」内において、上記の福祉事業者向けの会計基準の普及を目的に、福祉施設の経理担当者・経営者などが同会計基準を学び、実務において活用できるよう、独自の簿記教育の仕組みや、学習のための講座・試験制度の検討が進められていた。また、介護サービスを中心に国において設計されつつあった福祉サービス第三者評価制度についても、先駆的に取り組むことが検討されていた。

これらの事業の推進にあたり、同会は当時任意団体であったことから、法人格を有する別団体を設立することとなり、また事業の持つ公共性の高さから、法人の形態は特定非営利活動法人が選択された。設立時の理事長には同会顧問の清水康之氏（元厚生省児童家庭局長）を迎え、理事を同会の要職者及び福祉・保育業界の有識者に委嘱し、平成 15 年 2 月の設立登記をもって、法人としての活動を開始した。

福祉サービス第三者評価事業の開始【※2】

保育所においては、（一社）全国保育士養成協議会が平成 14 年度に「児童福祉施設福祉サービス第三者評価機関（HYK）」を創設し、評価基準等の策定や、評価調査者を養成する研修などを行っていた。

当法人でもこれを受け、有志の保育関係者や法人の事務局職員などを研修に派遣し、資格を取得させるとともに、HYKが規定した基準に基づく保育所向けの第三者評価活動を開始した。その嚆矢として、埼玉県和光市との契約により、同市内の認可保育所 8 施設の第三者評価を実施し、評価結果が同市のホームページで公表された。同市からは平成 20 年度にも再度の依頼を受け、市内 9 施設の第三者評価を行っている（本書作成時点では、現在も同市のホームページに評価結果が掲載されている）。

この和光市における業務以降、埼玉・新潟・福岡・長崎各県内の保育所に

対しても、同様にH Y K基準に準拠した第三者評価を行っている。また、当時国に先駆けて第三者評価制度を独自に開始していた三重県からも評価機関認証を受け、同県内の特別養護老人ホーム 2 施設の第三者評価を実施した。

その後、国において平成 16 年度より福祉サービス第三者評価制度が本格的に施行され、国の定めるガイドラインをもとに、各都道府県や一部政令市等で、それぞれ評価基準の策定や評価機関の認証、評価調査者の養成などを行う仕組みが整備されるとともに、評価の受審と結果の公表が、行政から施設に交付される補助金の弾力的な運用を可能とするための要件の一つに位置づけられた。

補助金の交付や運用と第三者評価受審・公表を関連づけることで、施設側の受審への意欲を喚起するという枠組みは、基本的に現在も継続されており、今に至る第三者評価の推進と普及の仕組みは、この時期に定まったと言える。

なお、H Y Kの保育所向け第三者評価は、平成 16 年度からのこれらの国における仕組みと並行して同機関において実施され、平成 26 年度末をもって休止している。

社会福社会計簿記事業の開始と全国主要都市への支部設置【※3】

福祉事業者向けの会計・簿記事業については、前述のように当法人の設立以前から総合福祉研究会において検討されており、それを継承する形で、求める知識・技術に応じた各級の設定と学習内容の検討、教材となる書籍の制作や、研鑽の成果を測定し、必要な知見の習得を証明するための試験制度の設計が進められた。

平成 16 年度には（独法）福祉医療機構の助成を得て、「福社会計制度学習カリキュラムの研究・開発及び講座事業」を実施するとともに、成果の実践・検証の場として「社会福社会計簿記講座（入門・初級）」を全国 7 会場で開催した。翌 17 年度からは前述の各級及びその基礎編となる入門的内容の講

座を全国各県で実施したほか、各級に対応する認定試験を毎年度、同様に全国各県で開催した。

事業の推進においては、制度の公正性・客観性の確保に配慮し、日商簿記などのすでに社会に定着している他の簿記制度の枠組みに倣い、講座と試験の実施主体を分けることとした。講座については、具体的内容にあたり、かつ認定試験の出題範囲ともなる各級に関しては同会が担い、当法人は普及啓発を目的とした入門的内容のみを行う形とした。また試験の実施に際しても、問題作成及び合否判定は、職業会計人などから構成される委員会を毎年度設置して行うなど、質と専門性の維持向上に努めた。

これらと並行し、学習・受験者向けの実務的な教材として、平成 16 年度に『社会福祉法人会計簿記ワークブック（入門編・初級編）』を発刊し、以降、他の上位の学習グレードについても、順次編纂・発行が進められてゆくこととなった。

他方、事業の全国的な普及を図り、福祉施設の会計処理や財務管理を担う職員を育成することで、各施設・法人の健全な経営の実現に寄与すること、並びに上述の第三者評価制度の開始を受け、各県で第三者評価機関の認証を取得し、活動を行うことを目的として、北海道から沖縄県までの 12 自治体に、法人の従たる事務所（以下「支部」とする）を開設した。各支部の運営は、総合福祉研究会の会員会計事務所から希望を募り、委託する形で、その後も順次開設が進められ、最盛期には全国 20 自治体に設置された。

公益法人への支援及び「保育所サポートデスク」事業の開始【※4】

国においては、「官から民へ」を旗印に、それまで国や自治体が担ってきたさまざまな公益的事業等を、民間企業のほか、社団・財団などのいわゆる公益法人に移管する気運が年を追って高まっていた。しかし一方では、公益法人については設立許可や監督が主務官庁の裁量によって行われ、公益法人

に関する法的な規定も明確でないなど、制度の透明性・公正性の向上や、各法人における内部統制の強化が課題とされていた。

これを受け、平成 14 年 3 月に公益法人制度の「抜本的かつ体系的な見直し」を行う方針が閣議決定され、以降検討が進められた制度改革により、社団・財団を、登記のみで設立可能な一般法人と、公益性の高い事業を行うことを前提として、内閣府や都道府県知事が認定する公益認定法人に分けることなどが定められた。

当法人においてはこの一連の改革を踏まえ、社団・財団の公益認定法人化の支援などを行う「公益法人アドバイザー」制度を、事業として創設することとした。

前述の社会福社会計簿記事業と同様に、総合福祉研究会との協業とし、同会において「公益法人アドバイザー」の養成研修を行い、修了者に対して当法人が認定資格を付与することを基本的な枠組みとして、法人内に「公益法人アドバイザー協会」を設置し、平成 20 年 4 月より事業を開始した。

その後、同協会を 21 年 7 月に一般社団法人化し、事業全体を承継することにより、当法人の事業としての実施は終了している。

また、待機児童の解消が社会問題となり、その解決を目的とした積極的な保育所整備が全国で進められる中で、保育・経営の両面で質の向上が従前にもまして課題となるほか、複数の都道府県にまたがって多くの園を運営する社会福祉法人・民間企業も出現し、経営の大規模化に伴う問題も表面化するなど、園・法人のニーズに応じた支援が求められつつあった。

こうした業界の趨勢を踏まえ、園・法人の個別課題に対する相談対応、研修会やメールマガジン配信等を通じた啓発などを行う、「保育所サポートデスク」を開設した。同デスクは各種媒体や総合福祉研究会会員の会計事務所などを通じ、全国の保育事業者から会員を募り、加盟する施設数に応じた月額の会費を徴収する仕組みとして、平成 21 年 4 月より事業を開始した。

また同デスクにおいてはこれらの活動に加え、現場の保育の質の維持向上を担うリーダー格の保育者「保育クオリティ・マネージャー」を養成すべく、

研修と資格認定試験からなる制度の構築にも取り組むこととした。同制度は約 1 年間の検討・準備期間を経て、平成 23 年度から 26 年度にかけて、各年度の研修と 2 回の資格認定試験を実施している。同制度は参加者からの評価も高く、推進への期待も少なからず寄せられたが、研修の講師を担う人材の確保や、毎年度の資格認定試験の策定事務等の困難性などの事情から、やむなく休止し、現在に至っている。

保育施設をめぐる諸課題に関するさまざまな提言・啓発の実施【※5】

前年の合計特殊出生率が戦後最低を更新した、平成 2 年における「1.57 ショック」を契機として、少子化が深刻な社会問題とされ、重要な政策課題の一つに位置づけられた。以降、平成 6 年の「エンゼルプラン」に始まる関連政策の推進やそのための法・制度整備が進められ、平成 24 年には消費税の引き上げを前提とする「社会保障と税の一体改革」の柱の一つとして、子ども・子育て支援法など「子ども子育て関連 3 法」の制定と、これら 3 法に基づく「子ども・子育て支援新制度」の創設がなされた。

この間、各自治体で認可保育所等の整備が急ピッチで進められる中、前述の全国規模で施設を経営する場合の制度上の諸問題や、保育士人材の採用の困難化など、さまざまな課題も顕在化していた。

保育所サポートデスクは、こうした保育施設経営をめぐる環境の急激な変化のさなかに開設されたが、加盟する全国の保育事業者からは、地方における過疎化や入園ニーズの縮小、大都市圏での保育士不足の深刻化など、事業エリア・事業規模に応じた経営課題に関する問題意識もさまざまに寄せられていた。そうした保育現場や保育施設経営の最前線の視点に基づく諸課題を集約し、解決に向けた提言・提案とともに所管行政・関係団体等へ発信してゆくことを目指し、同デスク開設の初年度から、加盟法人有志などから構成される有識者会議を設置した。

会議では、補助金制度や会計・職員配置の基準等の実態に即したさらなる

適正化・合理化、それらの運用における自治体間のルール統一、保育従事者の処遇・地位向上や人材確保のための各種方策、第三者評価の活用促進やリスクマネジメント等の保育・経営の質向上に関する事柄など、多様なテーマについて継続的に話し合われ、議論の成果をまとめた提言書を、平成 22 年 7 月と同 26 年 6 月の 2 回にわたり、関係省庁・全国主要自治体等に送付した。また、25 年 11 月には当時 60 万人以上存在するとされた、資格を持ちながらも保育士として就業していない「潜在保育士」の掘り起こしと活用をテーマとしたシンポジウムを開催し、学校法人・社会福祉法人・株式会社・保育士養成校の各関係者により、業界・法人の垣根を超えた意見交換等を行った。

他方、前述の子ども・子育て支援新制度の施行後も、少子化には歯止めがかからず、待機児童数も平成 30 年以降は年々減少している。地方を中心に定員を割り込む保育施設が増加し、また家庭の生活形態や子育て観の多様化に加え、子どもの発達援助などの面でも個別の対応がより求められるようになるなど、経営・保育ともに、保育施設をとりまく環境は複雑さと厳しさを増している。そうした状況を踏まえ、過去 2 回の提言における各観点に加え、少子化の進行や今後の人口減少社会に向けた視座も加えた提言書を、令和 2 年 5 月及び同 5 年 4 月に、それぞれ当法人の理事・監事を主たる検討メンバーとして作成し、省庁・自治体等に提出している。

社会福社会計簿記事業の移管・終了、その他現在に至る経営体制の変遷

【※6・7】

社会福社会計簿記事業は、平成 16 年度の開始以降、事業の普及を目的とした「入門講座」を全国主要都市において毎年度開催するとともに、翌年度より順次「初級」「中級」「上級（簿記会計）」「上級（財務管理）」の各級で認定試験を開始した。問題の作成及び全国主要都市での試験開催、全受験者の合否判定及び合格者の発表など、毎年度の関連する諸業務のほか、受験票の

交付や個別の受験履歴の記録など、受験者情報の管理のためのデータベースも構築し、関連の書籍・DVDの制作・販売と併せ、福祉施設の事務担当者・経営層向けの教育制度として、整備と定着が図られた。

そうした状況に鑑み、同制度の推進において協業関係にあった総合福祉研究会との協議により、同会の一般財団法人への移行に合わせ、事業を同会に移管することとなった。もとより同会は税理士・公認会計士の団体であることから、事業を同会へ継承することにより、福祉簿記制度のさらなる普及が期待され、また当法人においては、第三者評価や「保育所サポートデスク」等の保育施設のサービス・経営の質向上の支援へと事業を再編し、経営資源を集中させることとなった。

その後、経営の透明性や適正性の確保など、いわゆるガバナンスの強化や、より多様な意見・知見を踏まえた事業推進を図ることを目的として、平成30年度定例総会における役員の改選にあたり、監事への弁護士に登用を含め、理事・監事とも増員を図るとともに、理事会並びに監事監査の年4回の実施を定例化させ、法人の経営・事業の両面で、管理と監督の精度の向上に努めている。

また、各支部の運営については、活動の状況や運営・事業推進の体制が支部ごとに異なり、また法人の本部がそれらを把握する仕組みが整っていないことから、上記の理事会・監事監査の運用の変更以降、監事などから改善を求める指摘がなされることとなった。

これを踏まえ、令和2年度より法人内に検討会を設置し、支部設置・運営及び廃止などに関する規程等を整備して、これに基づく各支部への毎月の報告の義務づけるとともに、活動の実態に応じた存続・廃止の判断基準の設定など、支部運営の適正化を図っている。

結び（法人の未来に向けて）

その後、第三者評価事業においては、法人本部は東京都内を主たる対象として実施し、保育所・認定こども園等の分野では毎年度上位の実績を重ねている。また長崎支部は同県及び福岡県を中心に、児童・障害・福祉の各分野で評価を実施しており、所管行政とも関係を深めながら、着実に実績を積み上げている。その他の各支部においても、愛媛支部は同県及び高知・徳島の各県、新潟支部は同県において評価機関としての認証を受け、保育所や障害者施設の評価を受託している。

また保育所サポートデスク事業では、会員として加盟する保育・教育事業者に対し、研修会の開催やメール配信による情報提供を随時に行うとともに、個別に寄せられる会員からの相談への対応により、会員の各事業者の経営全般の支援を行っている。

各事業とも、行政の政策の動向の影響を大きく受ける性質のものであり、少子高齢化の進行や経済の状況など、今後の社会全体の行く末も見極めながら、事業の継続可能性を常に考え、必要な方策を講じてゆく必要がある。会員の総意のもとで、定款第3条に目的として掲げる、「社会福祉事業者の健全経営と福祉サービスの質の向上に貢献し、来たるべき新しい福祉社会の実現と発展に寄与すること」を、法人の使命として果たし続けるために、今後理事会・監事及び事務局が協力し、不断に取り組んでゆくことが望まれる。

別表

【注】事業の分類は「評価」：福祉サービス第三者評価、「簿記」：社会福祉会計簿記、「SD」：保育所サポートデスク、「公益」：公益法人アドバイザー

年度表記は法人の事業年度ではなく、一般的な期間の区切りに基づく

年度・時期等		事業	出来事等
※1	H15年2月14日		・法人設立
※2	H15年度	評価	・埼玉県和光市内の認可保育所8施設の第三者評価を実施 ・東京都より福祉サービス第三者評価機関認証 ・三重県より福祉サービス第三者評価機関認証（＊）、同県内の特別養護老人ホーム2施設の第三者評価を実施
※3	H16年度	簿記	・従たる事務所を全国12自治体に設置（北海道・岩手県・埼玉県・愛知県・大阪府・岡山県・広島県・愛媛県・福岡県・長崎県・宮崎県・沖縄県） ・書籍『社会福祉法人会計簿記ワークブック（入門編・初級編）』を発刊、同書は以降順次改訂（以下簿記関連書籍において同じ） ・（独法）福祉医療機構助成事業として、「福祉会計制度学習カリキュラムの研究・開発及び講座事業」を実施、成果の実践・検証の場として「社会福祉会計簿記講座（入門・初級）」を全国7会場で開催（定員800人・参加者1,095名）
※3		評価	・埼玉県より福祉サービス第三者評価機関認証 ・埼玉県新座市より同市立保育所1施設の第三者評価及び就学前プログラム導入・運用支援業務を受託 ・東京都内の保育所10施設、通所介護1施設の第三者評価を実施 ・長野県モデル事業として、同県内の保育所1施設の第三者評価を実施（長野県事務所）

	H17 年度	簿記 ・「入門講座」を全国 9 会場、28 都道府県で「初級」認定試験（受験者 2,045 名）を実施 評価 ・長野県（＊）・長崎県より福祉サービス第三者評価機関・地域密着型介護サービス外部評価・介護サービス情報公表の評価機関・調査機関として認証（長野県事務所・長崎県事務所）
	H18 年度	簿記 ・従たる事務所 19 か所（4 月時点／北海道・岩手・埼玉・千葉・神奈川・長野・富山・愛知・三重・奈良・大阪・岡山・広島・愛媛・徳島・福岡・長崎・宮崎・沖縄） ・全国 10 会場で「入門講座」、35 都道府県で「初級」「中級」認定試験（受験者 2,066 名）を実施。 ・書籍『社会福祉法人会計簿記ワークブック（中級・上級（簿記会計）編）』を発刊 評価 ・群馬県邑楽郡板倉町における公立認可保育所の統合・民営化にあたり、同町との契約に基づく受託事業者選定支援を実施 ・新潟市の依頼により、同市内の公立認可保育所の運営委託先選定の参考として、受託を希望する社会福祉法人 3 法人の運営施設 3 施設の第三者評価を実施 ・『保育所の新・第三者評価（ガイドライン）の読み方・受け方』発刊 ・沖縄県より福祉サービス第三者評価機関認証（沖縄県事務所）（＊）
	H19 年度	簿記 ・従たる事務所 20 か所（4 月時点／北海道・岩手・新潟・埼玉・千葉・神奈川・長野・富山・愛知・三重・奈良・大阪・岡山・広島・愛媛・徳島・福岡・長崎・宮崎・沖縄） ・全国 7 会場で「入門講座」、47 都道府県で認定試験「初級」「中級」「上級（簿記会計）」「上級（財務管理）」（受験者 2,181 名）を実施

※4		評価 ・千葉県・茨城県より福祉サービス第三者評価機関・地域密着型介護サービス外部評価・介護サービス情報公表の評価機関・調査機関として認証（千葉県事務所）（＊） ・愛媛県より福祉サービス第三者評価機関認証（愛媛県事務所）（＊） ・宮崎県の保育所向け第三者評価基準策定支援業務、並びに評価調査者養成研修講師を受託 公益 ・20年4月より「公益法人アドバイザー協会」を設置、同アドバイザー養成を目的とした研修・資格認定事業を開始
	H20年度	簿記 ・「入門講座」を全国22会場、全国47都道府県にて認定試験各級（受験者1,807名）を実施 ・認定試験受験希望者向け学習用DVDを制作・販売 評価 ・鳥取県より福祉サービス第三者評価機関認証（本部、その後活動終了）、同県内の認可保育所2施設の第三者評価を実施 ・埼玉県和光市内の認可保育所9施設の第三者評価を実施（同）
※4	H21年度	簿記 ・従たる事務所11か所（10月時点／新潟・埼玉・千葉・神奈川・長野・奈良・岡山・愛媛・徳島・長崎・沖縄） ・全国27会場で「入門講座」、全国47都道府県にて認定試験各級（受験者1,547名）を実施 評価 ・書籍『自己評価ガイドブック～もつとすてきな保育のために～』発刊 ・鳥取・沖縄各県の評価調査者継続研修講師を受託 公益 ・（一社）AAPに全事業を移管（7月） SD ・「保育所サポートデスク」事業開始（H21年7月時点で36法人97施設が会員登録）
	H22年度	・従たる事務所9か所（7月時点／新潟・埼玉・千葉・神奈川・長野・岡山・愛媛・長崎・沖縄）

※5		簿記	・全国 18 会場で「入門講座」、全国 41 都道府県にて認定試験各級（受験者 1,388 名）を実施 ・書籍『「社会福祉会計簿記認定試験 過去問題集」』発刊
		評価	・新潟県より福祉サービス第三者評価機関認証（新潟県事務所） ・五島市保育会より、市内保育所の自己評価実施支援業務を受託（以降 24 年度まで・長崎県事務所） ・沖縄県の評価調査者継続研修講師を受託
		SD	・「待機児童解消のための保育資源のさらなる有効活用に向けた提言書 ～社会福祉法人等による自治体横断的な施設運営の観点から～」作成、関係省庁・全国主要自治体等に提出（7 月）
	H23 年度	簿記	・新宿区四谷から同西新宿に事務所移転（10 月） ・全国 16 会場で「入門講座」、42 都道府県にて認定試験各級（受験者 1,319 名）を実施
	H24 年度	簿記	・全国 19 会場で「入門講座」、39 都道府県にて認定試験各級（受験者 1,058 名）を実施 ・書籍『社会福祉法人会計簿記テキスト 上級（財務管理）編一』発刊
		評価	・（福）全国社会福祉協議会より、社会的養護関係施設第三者評価機関の認証を取得
※6 ※5	H25 年度	簿記	・従たる事務所 8 か所（6 月時点／新潟・埼玉・神奈川・長野・岡山・愛媛・長崎・沖縄） ・事業を（一財）総合福祉研究会に移管（7 月）
		SD	・緊急シンポジウム「潜在保育士掘り起こしのための環境整備を考える」を開催（11 月）
※5	H26 年度	SD	・「待機児童対策及び子育て新制度に関する提言・意見書」を作成、関係省庁・全国主要自治体等に提出（6 月）

	H 27 年度		・従たる事務所 7 か所（11 月時点／新潟・埼玉・長野・岡山・愛媛・長崎・沖縄）
	H 28 年度	評価	・高知県より福祉サービス第三者評価機関認証（愛媛県事務所）（＊） ・岡山県より福祉サービス第三者評価機関認証（岡山県事務所）（＊）
	H 30 年度	評価	・宮崎県より評価調査者養成・継続研修講師を受託
	R 1 年度	評価	・福岡県より福祉サービス第三者評価機関認証（長崎県事務所） ・宮崎県より評価調査者養成・継続研修講師を受託
※7 ※5	R 2 年度	SD	・従たる事務所 5 か所（12 月時点／新潟・長野・岡山・愛媛・長崎） ・「支部（従たる事務所）のあり方等に関する検討会議」を設置、以降令和 4 年度にかけ、支部設置・廃止基準の制定、支部運営規程の改定等について検討 ・「子ども・子育て関連の制度や施策に対する要望書～消費増税や少子化を踏まえた観点から～」を作成、関係省庁・全国主要自治体等に提出（5 月）
	R 4 年度		・従たる事務所 4 か所（8 月時点／新潟・長野・愛媛・長崎）
※5	R 5 年度	SD	・従たる事務所 3 か所（8 月時点／新潟・愛媛・長崎） ・「少子化・人口減少社会において今後望まれる子育て支援施策等に関する要望・提言」を作成、関係省庁・全国主要自治体等に提出（5 月）
	R 6 年度	評価	・徳島県より福祉サービス第三者評価機関認証（愛媛県事務所）（＊）
	R 7 年度		・従たる事務所 2 か所（6 月時点／新潟・長崎）

＊ 活動終了（千葉県事務所・長野県事務所・岡山県事務所・沖縄県事務所）／終了予定（愛媛県事務所・R 6 年 5 月末）

2. 当法人の今後のあり方と展望について

前章末尾でも言及した当法人の今後のあり方と事業の展望などについて、令和5年7月に、関係諸氏の意見の傾聴を目的としたオンライン会議を開催し、第三者評価制度に精通する方、保育・福祉に関する専門的な知識や経験を持つ方などを招き、さまざまな意見交換を行いました。

その中で寄せられた声をもとに、法人が現在行う第三者評価事業と保育所サポートデスク事業、その他の事項に分類し、当法人のこれからの道筋について、以下に述べることにします。

(1) 第三者評価事業について

第三者評価事業で積み上げてきたデータの資産化

- ・これまで蓄積してきたデータがあり、どういう活かし方があるのかということについては議論の余地がある。
- ・蓄積されたデータは、事業者の気づきや人材育成に役立つものに活用することが必要。
- ・データの読み解きから、保育園の経営スタイルのあり方や、先駆的な取り組み事例などを抽出することで、新たな事業展開の可能性があると考える。
- ・社会的な課題やニーズをとらえ、評価機関が必要な情報を提示することができれば、社会貢献や事業者の判断のよりどころとなるのではないか。

第三者評価に求められる役割と受審促進

- ・第三者評価では、中・長期的な視点のもとでの経営・サービス両面の計画的な推進をはじめ、受審によって施設・法人が現状を再確認し、望ましいあり方を模索する機会として、さまざまな意義を持つものであり、受審によってそれを得ることができた、との声も多くの施設で聞かれる。
また、同時に行われる保護者や職員の意向調査も、匿名性を確保したうえで、外部の機関によって行うという仕組みは、ほとんどの施設が受審によって初めて経験しており、そこからの気づきや学びも多いと、同様に多くの施設から伝えられている。これらの点から、行政の指導検査とは異なる立場・視点からの施設・法人の定期的な点検の場として、制度の存続への期待は大きい。
- ・上述の点からも、制度はサービス水準の確保や経営・運営の適正化等の観点で、全事業者に義務付けられることが望ましいと考えるが、努力義務のまま現在に至っている。前述の蓄積データの活用とも重なるが、有用性や必要性を外部に発信していくことが求められる。
- ・保育所等の役割が変化しているため、評価の果たすべき役割も改めて見直す必要がある。過去の延長線上で保育を考えるのではなく、評価項目のそれぞれ

の質問から、どういう目的があるのか、それが保育の質の向上にどうつながっているのかを示すことが必要である。

- ・行政の指導検査の項目と第三者評価の項目を対比しながら、第三者評価の価値や、制度のあるべき姿などを議論したうえで、それを広く発信していてもよいと考えられる。
- ・現在の第三者評価の項目は、現在行っている事柄や、これまで行ってきた実績に基づいて評価するものとなっている。未来に投資する、今後どうしたいのかというところまで、見ていける評価にしていきたい。実際に改善が求められる点に言及するだけではなく、事業所が見ている未来があるのであれば、それを踏まえた評価のあり方を評価者は考えていかなければならず、それが指導監査との違いであろう。
- ・東京都では制度の定着が進み、手法の標準化も図られつつある。しかし、一方では受審を重ね、評価機関・事業者双方にとって、評価実施がルーティンワーク化し、受審の意義の実感が薄れてしまっている傾向も散見される。特に評価機関にはその点に留意し、常に事業者の現況と今後を的確にとらえようとする姿勢が求められる。
- ・少子化対策をどう考えてゆくのか等の行政や事業者のドクトリンを踏まえながら、経営理念立てとそれを現場に反映するための努力を評価できるものであるとよい。
- ・東京都以外の多くの自治体では、第三者評価に関する予算が少なく、人員も割けない状況にある。例えば保育所保育指針の解説の改訂等が今後行われるのであれば、第三者評価についての解説も併せて作成し、行政や評価機関に発信することが望ましいと考える。
- ・法人内には 20 年分の膨大な蓄積データがあるため、それを集約して、そこから読み取れることから、今後の第三者評価の進むべき方向性の提言を行うことも可能ではないかと思われる。

法人の第三者評価事業の今後の課題

- ・事業者の受審意欲は、全体としては依然として低く、東京都をはじめ、行政の助成によって受審やその継続が促進されているのが実態と言わざるを得ない。そのため、行政の予算措置が大きく変わった場合の市場の縮小のリスクが常にあり、経営継続の視点では、これまで蓄積した知見やデータを活かした、新たな事業の開発にも取り組む必要があると考える。
- ・法人本部は東京都内及び保育分野に特化して事業を行っているが、保育以外の児童関連の分野や、障害・高齢等の分野などで行うかどうかなど、目指す方向性を今一度検討する必要があると考えられる。
- ・第三者評価にも限界があるが、地方では評価を受けることはないに等しい。地方の方に評価基準を周知していくことは、役割の一つとして行っていくべきではと思う。法人事務局がかつて出版に関与した自己評価のガイドブックは、現在絶版となっているが、今でも持っている人や求めている人もいる。

(2) 保育所サポートデスク事業について

- ・保育所サポートデスクの会員から寄せられる相談は、施設・法人の個別事情にも依拠する内容がほとんどであるため、Q & A等として他の会員などともホームページ等で共有するのは難しい面が多い。他方、事業の目的に鑑みれば、蓄積されたそれらの事例から導かれる共通的な課題や傾向を、今後も提言等の形で関係行政等に発信してゆくことの意義は大きいだろう。
- ・以前行っていたクオリティマネジメントの事業は、実際に自分たちが受講しながら、実態に活かして現場を変えていくことにもつながり、とてもよいものであった。子ども・子育ての一定の重しになる存在として、事業の再開や、これに代わる活動を検討してほしい。
- ・コロナ禍以降、それまでのように事務局スタッフや提携関係にある企業の要職者が各所の講演を受託し、その中で本事業についてもPRし、会員の獲得につなげるという活動がほとんどなくなっており、その他の広報活動として

は、保育団体等の研修会に、依頼があれば協賛広告を出稿する程度にとどまっていることなどから、会員数は漸減傾向が続いている。セミナーやメールでのニュースレターの発信などの既存のサービスを拡充させるなど、会員の満足度を高め、在籍の継続につなげることと、新たな会員を獲得するための広報活動の推進に取り組むことが重要な課題である。

- ・現在の事業の体制を考慮すると、これらのような取り組みを仕組みとして行っていくには、マンパワーや財源の手当てが必須となるだろう。現在の限られた人員体制の中で、前述のような活動を実現させるためには、第三者評価事業の繁忙期に入る前にできることと、閑散期に行うべきことなど、全体のスケジュールを立てて行っていく必要があると考えられる。

(3) その他の事項について

- ・評価事業の方向性が明確となった際、法人の名称（「福祉“総合”評価機構」）については、実態と今後の描く未来と合致したものとなっているかを確認したうえで、そのあり方を検討してもよいのではないか。
- ・評価で積み上げたノウハウを使った別事業の検討が必要。評価自体は今持っているデータを活用し、評価先に新しい気づきの提供ができるツールとして使っていきたい。
- ・東京都の第三者評価の制度が続くようであれば、継続的に評価を主要事業としておくことはよいが、それ以外のものを検討することもよいだろう。例えば、昨今の虐待事例が多数生じてくる中で、第三者評価の仕組みを活かし、虐待予防のための点検等を行うツールを開発したり、実際に現地での確認・助言などを行ったりすること等も考えられる。

出席者各位からの以上の提案や気づき、また組織内の状況や課題などを踏まえ、今後の法人のあり方や方向性について、以下を重点項目として付記し、今後の法人経営や事業推進の指針としたい。

(重点項目)

- ① 第三者評価事業の質の向上や、同事業の維持または拡充に向けた検討
 - 第三者評価の蓄積されたデータの分析と資産化及び活用
 - 評価実施の多角化も視野に入れた、人材の確保・育成を含む体制整備
 - 行政の制度変更による市場縮小・受注数の激減等に備えるための、関連事業の開発（③へ）
- ② 保育所サポートデスク事業の体制の整備
 - 現状のサービス内容や水準の維持及び充実による、会員の在籍継続維持
 - 新規会員の獲得に向けた広報活動の推進
 - 事業の継続によって蓄積された知見を活用した、関係各所への提言活動
- ③ 経営基盤のさらなる安定化に向けた検討
 - 第三者評価事業等で蓄積された知見・データなどを活用した新規事業の開発
 - 上記一連の取り組みを可能とするための事務局体制の整備

あとがきにかえて――理事・監事より

本書の発刊にあたり、現任の理事・監事各位に、法人の節目にあたっての所感を寄せていただくようお願いしました。

それぞれのご本業や専門分野の知見と経験をもとに、日頃より私ども法人に多くのご助言やご意見をいただいている役員の皆様に、改めて御礼を申し上げます。

併せて、法人創立以来長きにわたり理事長を務められ、経営基盤の確立や事業の開発・推進など、法人の歩みにおいて常に先頭にあり、退任後も顧問として、さまざまなご助言をいただいた清水康之様にも、心より感謝を申し上げます。

以下、掲載は氏名の五十音順とし、敬称は略させていただいています。

記念誌発刊に寄せて 理事 宇都 榮子

私は、社会福祉法人福田会の評議員会の席で清水康之先生とご一緒する機会があり、福祉総合評価機構との関わりを得ました。2019 年からは理事会に加わり、保育の場を中心とする第三者評価の在り方などを学ばせていただいております。

近年の保育をめぐる事件を聞くにつけ、第三者評価の重要性を痛感しています。保育の場で日々の暮らしの大半を過ごす子どもたちへの保育内容は、子どもたちが安心して日々健やかにすごせ、健全な育ちを得ることの出来るものでなくてはならないと思います。そのためには、保護者の生活の安定、保育者の生活の安定が必要です。ひいては社会の安定が求められます。これからも福祉総合評価機構が、子どもたちが安心して暮らせ、健やかな成長できる社会の実現にむけて、これまでの実績を踏まえて、社会に提言していく存在であってほしいと願っています。微力ながらその一翼を担いたいと考えています。

法人の今後と第三者評価制度への期待 理事 大江 良信

私と福祉総合評価機構のかかわりは、元厚生労働省児童家庭局長の清水康之先生の紹介によるものです。これまで第三者評価は受審する立場でしたので、評価する側からの視点での議論に、新鮮な感覚で参加させていただきました。

受審する立場としては、法人内に同種の施設がないために、他の施設の運営状況が日常業務に追われた中でよくわからないという実情があります。そのような中で第三者評価の業務は、他の施設を客観的に評価しているという視点から豊富な情報を有しています。この情報に基づくアドバイスは受審する施設としてはとても参考になっています。今日、第三者評価の必要性が益々高まっています。

今後とも更に新規評価施設の増加を図ると共に、第三者評価を通して福祉サービスの質の向上に推進されんことを期待しております。

少子化が進行する現代において、保育の質の向上は喫緊の課題です。限られた社会福祉資源を有効活用し、持続可能な保育環境を整備するためには、第三者評価の重要性が一層高まっています。客観的な視点から保育の現状を把握し、改善点を明確にすることで、子どもたちの最善の利益を守ることが可能となるのです。

また、保育の質の向上は、単に子どもと保護者の満足度を高めるだけでなく、社会全体の福祉の充実にも寄与します。今後、少子化の影響で保育ニーズが多様化する中、適切な支援体制の構築が不可欠です。行政・保育現場・地域社会が連携し、資源を最大限に活用することで、より良い保育環境を実現できるでしょう。

本稿を通じて、今後も社会全体で社会福祉資源や保育の在り方を見直し、子どもたちの健やかな成長を支えるための取り組みを継続していきたいと思います。

当法人はこの国の福祉、とりわけ保育の制度や業界の、この20年あまりの変遷と並走しながら今日に至っています。園が利用者に「選ばれる」、利用者が園を「選ぶ」、という、法人創立の頃に業界と社会の未来像として語られていた姿が、今や都市・地方を問わず、すべての保育施設にとっての現実的な課題となっています。地域や社会に求められ続けるために、経営やサービスの質を不断に高め、その園・法人ならではの役割を果たす、その営みを支えるべく、法人が事業の目的として定款に謳う「社会福祉事業者の健全経営と福祉サービスの質の向上に貢献し、来たるべき新しい福祉社会の実現と発展に寄与すること」を、この節目に改めて思い起こしています。同時に、前述の経営・サービスの質のたゆまぬ向上と、法人ならではの役割の遂行は、私どもが今後とも自らに課すべき使命でもあることを、冷や汗を浮かべつつ肝に銘じたところです。

ご縁をいただき、導き励ましてくださったすべての方々に、心から感謝申し上げます。

記念誌の発行に当たって 監事 高須 和之

現在も急速に進む少子化、高齢化社会にあつて、次代を担う子どもが占める重要性は増すことはあつても減ることはない。とりわけその幼少時の生活環境は大事であり、その一角を担うのが保育所である。保育所の選択は、利用者の居住地に制約され、保育所で提供される保育の質を客観的に担保するものはない。

こうした中、第三者の目で客観的に保育の質を確保しようとするのが第三者評価事業を中心とする福祉総合評価機構である。当該事業自体の公益性、有為性、利用者の親子及び施設職員、そして、保育所経営者に対する責任の重さに鑑みると、事業の運営主体としての組織の在りようはもっと、改善されてよいように思われる。

NPO法と言われる特定非営利活動促進法は、このような事業の実態に必ずしも合致しない。典型は、役員のうち報酬を受ける者の数が全体の三分の一以下に定められている点である。すなわち、役員のうち三分の二は、無償での協力を余儀なくされる。

人の善意に頼る事業は脆弱である。立法機関及び行政機関の再考を強く望む次第である。

「なじみ」の場所 理事 高田 綾

保育士に抱っこされた新入園児さんの泣き声が響きます。4月の朝、園の玄関でしばらくの間みられる光景です。子どもの涙に後ろ髪を引かれながら出かけていく保護者の方、子どもの感情を丁寧に優しく受けとめる保育者、安心できる人から離れたくない子ども、三者それぞれの思いが、朝の玄関にぎゅっと集まって混ざりあっています。それぞれの感情に色を付けたら、きっとマーブル模様のようにみえるのでしょう。心と体が新しい環境になじむまで、少し時間がかかります。誰にも時間はかかりますが、いつか必ずなじんでいきます。

子どもにとっては新しく始まった保育園生活に慣れるまでに、保護者にとっては新しく始まった育児と仕事の両立生活に、心と体が慣れるまでにそれぞれに時間が必要です。この期間を経て、三者ともいつか必ず新しい環境や生活になじんできます。仕事に向かう保護者の方から保育者へのバトンタッチが、笑顔を伴うようになります。いつかとい

うよりもいつの間にか。いつの間にか保育者や保育園が子どもと保護者にとって安心できるなじみの場所になっていき、いつの間にかこの期間は終わっています。いつの間にか3色のマーブル模様が混ざり合って、新しいひとつの色になっていく感じです。

さてこの期間を、「なじみ保育」と呼ぶのはどうでしょう。窮屈だった新しい靴や洋服が、毎日身につけているうちにいつの間にかしっくりとなじんでくるように、不安で不快だった感情が、いつの間にか安心に変わっていく期間。「なじみ保育」とは、保育園が心と体にしっくり合った、居心地の良いなじみの場所になっていく期間です。

そして保育園は、親子にとってはもちろん、誰にとっても、いつまでも、なじみの場所であり続けたいと思うのです。

子どもの意思が汲まれる保育を創出する 理事 田澤 薫

保育士養成校に勤務して四半世紀になります。その間、子どもの尊厳がまもられ子どもの意思が汲まれる保育を、保育者養成教育でも保育史研究でも大切に考えてきました。福祉総合評価機構が主として取り組んでいる保育の第三者評価は、まさに、乳幼児期の子どもと子育て家族・働く専門職の尊厳をまもる保育を実現するための方法です。

福祉総合評価機構には、研究会の先輩からお声掛けいただいたご縁で、2022 年から参加しておりますが、自ずと、今日の保育現場の課題に触れる機会となり、保育者養成の教育・研究にも還元される、有難い思索の場です。成立した制度は使われる段階では既に古く、保育の第三者評価も子育てをめぐる価値認識の変化、働き方改革をめぐる保護者と保育者の双方での就労観の変化、子ども自身の意思を汲む手法の発達等を踏まえて、評価項目や評価方法がアップデートされる必要があるでしょう。その検討も研究に加えたく考えております。

記念誌発行に寄せて 理事 千葉 敦志

この度、20周年を迎えられた事、おめでとうございます。私が理事として関わる様になった時には、安倍内閣による保育制度改革もひと段落ついた時期で、清水理事長が第三者評価に並々ならぬ情熱を傾けられておられた時でした。保育施設の第三者評価が求められ始めた時代、職員の方々も、熱意を持って手厚い評価を展開してくれていたことを理事会を通し、知らされていました。

これから、保育施設において求められることがさらに広範で深度の深いものになっていくことになると思いますが、その折にこれら第三者評価を手掛かりとして、それぞれの保育施設が歩みを強めて下さることを心強く感じ取るとともに、清水前理事長には一番大変なところを導いていただき、また中込理事長がそれを引き継ぎ、更に発展させてくださっています。これから更に求められるであろうNPO法人としての務めを果たして行けるように、理事会の末席で関わらせていただければ幸いです。

社会福祉法人との関わり 理事長 中込 重秋

振り返るとこの三〇年、社会福祉業界は激しい環境変化の中におりました。措置から契約、さらに自立化への転換です。私の福祉との関わり合いは、昭和二六年制定の社会福祉法を作られた渡辺さんとの出会いからでした。その時の「この制度は時代が変わり失敗でした」という強烈な言葉が、今も記憶に残ります。丁度「措置から契約へ」という時代の転換点だったのです。平成七年一二月一六日のことでした。

その後全国の会計人に声をかけて、社会福祉法人支援の全国組織を作ったのは平成九年一〇月二四日でした。その中で、社会福祉簿記試験や評価制度を確立してきました。これらは無からの出発でしたので、多くの識者と現場の知識や現実を確認しながら作り上げたのは懐かしいです。その中での清水先生との出会いは、国の動きとの同期をとれたという意味では大きな進展でした。それらは、平成一二年六月二九日社会福祉法改正、新会計基準の制定と繋がっていきます。

これらはさらに自立化という形で変化していきます。すでに公益法人ではそれが始まっています。社会福祉の業界も、意識改革、体制づくりは急務です。その意味での「社会福祉の評価」の果たす役割は、ますます重要になってきています。

これからも子どもたちの健全な成長のために 監事 穂積 康一

まずはNPO法人設立 20 周年おめでとうございます。私は、つい最近当法人の監事として関与し始めたつもりでいましたが、振り返ってみると本年で早いもので7年目を迎えています。

時が経つことの速さに驚きつつも、前面に立っての直接的な関わりではありませんが、保育所の評価を実施する当法人の社会的な意義について深く考えるとともに、監事として微力ながらも当法人の運営を支えていることをうれしく思っています。

さて、少子高齢化が急速に進む現代の日本社会において、子どもたちの健全な成長を支えることは、当法人の最も重要な使命の一つです。保育所の評価を通じて、子どもたちが安心して成長できる場を確保することがますます重要になってきており、当法人への社会の期待もますます高まっているものと思います。

先人達がこれまで築いてきた当法人の健全な発展のため、これからも微力ながらご協力させていただくことを以って、祝辞とさせていただきたいと思います。

【信頼性の確保】 理事 門田 恭子

「措置から契約へ」の転換期である 2000(平成 12)年 7 月に就職した会計事務所が「総合福祉研究会」本部事務局業務を担っていた関係で、設立当初から当法人の会員として、2022 年 7 月からは理事として関わらせていただいております。

公認会計士の使命は「監査・会計の専門家として、独立した立場において、財務に関する情報の信頼性を確保することで、会社等の公正な事業活動、投資者・債権者の保護等を図り、国民経済の健全な発展に寄与すること」とされていますが、現在の主たる事業である第三者評価の役割とも通じるところがあると感じております。会計監査同様、第三者評価にも限界はありますが、絶えず変化する社会の要請に応じた第三者評価を目指し、柔軟な事業展開も模索しつつ、当法人が『新しい福祉社会の実現と発展に寄与する』ために、社会福祉事業者の健全な経営と福祉サービスの質向上を通じて、社会福祉事業の信頼性の確保に貢献できるよう、微力ながら関わっていきたいと思います。